川崎市川崎区公告第104号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年 政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除し ましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び 居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和 7年10月 9日

川崎市川崎区長 山﨑 浩

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)